

# 近年における支払準備制度の動向

## ——とくに欧州諸国の実情を中心に——

### 〔要　旨〕

1. 支払準備制度は、当初、米国において預金者保護のために設けられた制度であったが、1930年代に金融政策手段として活用されるようになり、その後、他の諸国もこれにならうところが多くなった。とくに第2次世界大戦後は、欧州の多くの国においても、貸出政策、公開市場操作と並ぶ中央銀行の主要政策手段として重要な地位を占めるに至っている。
2. 欧州諸国の実情をみると、まず西ドイツでは1948年、レンダー・バンク発足の際に支払準備制度が導入され、以後今日まで同制度は金融機関の流動性を調節するための中心的手段として、きわめて活発に運用してきた。とくに近年、国際短資流入対策としてこれが重要な役割を演じてきたことは注目に値しよう。

フランスの場合は、戦後の国债強制保有制度から発展し、可変流動比率制度を経て、1967年、現行の準備預金制度が発足した。この制度は、フランスとしては最初の可変現金準備制度であるが、その後市中貸出規制の廃止を契機として、貸出にも準備率を適用するなど、独自の方式が採用されている。

さらに英国では、支払準備制度の歴史は比較的新しく、同制度が特別預金制度という名称で導入されたのは1958年であった。しかし1971年、英蘭銀行の新金融調節方式の発足に伴い、特別預金制度も大幅に拡充・強化され、その効果が期待されている。

3. 欧州大陸諸国では、市場の未整備や市中金融機関の中央銀行借入れ依存の低下などから、公開市場操作や貸出政策の運営に限界があり、とくに近年の国際短資の動向にかんがみ、支払準備制度は短資対策のための手段としても大いに活用されている。こうした事情もあって、近年、支払準備制度の対象金融機関や対象勘定は漸次拡大される傾向がある。

4. わが国の準備預金制度は、昭和32年に創設され、34年秋にはじめて実施されたものであるが、昨年秋までオーバー・ローンの状態が続いていることもある、必ずしも弾力的に運営されているとはいがたかった。しかし、最近における内外の金融情勢の変化に即応して、さる5月、準備預金制度の大幅な改正が行なわれた。その内容は欧州諸国における支払準備制度の動向とおおむね軌を一にするものであるが、わが国の金融環境が大きく変わりつつあるだけに、今回の改正は、金融政策手段多様化の一環として、大きな意味を持つものといえよう。

## 〔目 次〕

## はしがき

1. 支払準備制度の発展
  - (1) 米国における発展
  - (2) 歐州諸国における発展
2. 独・仏・英3か国における最近の実情
  - (1) 西ドイツ
  - (2) フランス
  - (3) 英 国

## はしがき

今日、支払準備制度は、公定歩合操作、公開市場操作と並んで、中央銀行の基本的政策手段として重要な地位を占めている。元来、支払準備制度は、19世紀後半、米国において預金者保護のために創設された制度であって、金融調節の手段ではなかった。ところが、1930年代以降、米国等において金融調節の手段として活用されるようになり、とくに第2次世界大戦後、欧州諸国において、銀行流動性を調節するための有力な手段として重視されつつある。また同制度は、変化の激しい最近の諸情勢に対処して、しばしば改正・変更が加えられ、その結果最近では、制度面でも運営面でもかなり特色のあるものがみられるといった状況である。

一方、わが国においても、昭和32年、「準備預金制度」の名称のもとに支払準備制度が創設され、昭和34年以来、準備率が設定されてきた。さらに本年5月には、昨年12月の金融制度調査会の答申に基づき、大幅な制度改正が行なわれた。この改正は、最近の欧州諸国における支払準備制度の動向と多くの共通点を持っている。

本稿は、こうした支払準備制度の発展の跡を、主として欧州諸国の実情を通して分析することによって、近年における同制度の動向とその特色、問題点などを明らかにしようとするものである。

## 3. 近年における諸改革の動向と問題点

- (1) 適用範囲の拡大
- (2) 準備資産の内容
- (3) 貸出準備率
- (4) 短資対策としての運用
- (5) 季節的調整手段としての運用
- (6) 準備預金に対する付利問題

## 4. むすびにかえて

## 1. 支払準備制度の発展

## (1) 米国における発展

支払準備制度は、元来、米国における預金者保護のための制度であった。すなわち、1863年、国法銀行法が制定された際、国法銀行はこの法律によって、銀行券発行高と預金残高に対し一定率の支払準備を保有することを義務づけられた。これが支払準備制度の嚆矢である。この制度はその後1913年に制定された連邦準備法においても受け継がれ、連邦準備制度加盟銀行は、預金の一定率を連邦準備銀行預け金として保有することを義務づけられた。この制度は、預金者保護のための支払準備の維持という趣旨から、準備率を法律で固定した、いわゆる固定準備率制度であった。

ところが、その後1933年のトーマス修正条項により、連邦準備局(1935年、連邦準備制度理事会と変更)は大統領が非常事態を宣言した場合には、大統領の認可を経て支払準備率を変更する権限を付与された。このトーマス修正条項は、政府に対し30億ドルの政府紙幣の発行権を与えており、この点でインフレーションの危険を内包すると考えられたので、これに対処する措置として、支払準備率の変更が新しく認められたのである。この改正は、臨時の非常措置としてではあったが、従来の預金者保護の目的から一步進んで、準備率の変更によって金融調節を行なおうとした最初の例

ということができる。

さらにその後、1935年の連邦準備法の改正により、連邦準備制度理事会は、大統領の認可なしに支払準備率を変更しうることとなり、ここに米国の支払準備制度は金融調節のための重要な手段として恒久的な地位を確立するに至った。以来、時期により、その運用方針に変化が生じ、あるいは金融事情の変化に応じて若干の改正が行なわれてきたが、制度の大筋は今日に至るまで変わっていない。

このように米国において、支払準備制度が金融調節手段として取り上げられるようになったのは、支払準備率の変更が支払準備制度対象銀行の信用創造倍率を変え、信用供与を調節する作用を持っている点に着目されたからである。すなわち、準備率の引上げはその逆数倍だけ信用創造能力を小さくするし、準備率の引下げはこれとは逆の関係を招くことになる。しかも支払準備率の変更は、市中銀行側にまったく裁量の余地を与えない強制力の強い措置である。したがって、公開市場操作が金融市场の日々の微調整に適した手段であるのに対し、支払準備制度は金融を基調的に変化させるための手段であるという認識が一般的であった。

## (2) 欧州諸国における発展

米国において支払準備制度が金融調節手段として活用されるようになると、その動きは漸次その他諸国にも波及した。たとえば1936年には、メキシコおよびニュージーランドにおいて中央銀行が支払準備率を変更する権限を認められた。しかし、支払準備制度が欧州諸国において主要な金融調節手段として本格的に活用されるようになったのは、ようやく第2次世界大戦のことである。

たとえば西ドイツでは、1948年、新しい中央銀行としてレンダー・バンクが設立された際、最低

準備制度(Mindestreserve-Politik)が採用された。これは米国の支払準備制度を範とし、当初から金融調節手段として制定されたもので、その大綱は今日のブンデス銀行に引き継がれている。また、オーストリア国民銀行は、この西ドイツの制度にならい、1955年、支払準備制度を導入した。これらの制度は、市中金融機関に対し、預金の一定率の金額を中央銀行預け金として保有することを義務づけ、金融情勢に応じて中央銀行がその準備率を変更する、いわゆる可変現金準備制度であって、米国の支払準備制度と同じタイプに属するものということができる。

フランスでは1948年、戦時中に市中銀行に累積された国債の市場売却を防止するために、国債強制保有制度(planciers de bons du Trésor)が実施され、これが1961年に可変流動比率制度(coefficient de Trésorerie——準備資産として現金、中央銀行預け金のほか、国債、中期信用手形などの特定の流動資産を認めた)に発展し、さらに、1967年に現行の準備預金制度(système de réserves obligatoires des banques——可変現金準備制度)が導入された。ベルギーでもフランスと同様、1946年に可変流動比率制度(coefficients bancaires)が採用され、1962年になって可変現金準備制度(coefficient de réserve monétaire)が実施された(もっとも、この制度は現在停止中である)。

このほか、1940年代に支払準備制度を採用した国としてはイタリアがあり、その後、英国、オランダ、スウェーデン、ノルウェー、フィンランド、デンマーク、カナダなど多くの国でも支払準備制度が導入された。近くは1969年になって、イスイスでも支払準備制度が採用されている。イスイスでは、対外短資対策の一環として1950年代後半以降、市中銀行に流入した対外短資を中央銀行にロックする措置を講じたことがあったが、一般的な支払準備制度は実施していなかった。しかし、

国際通貨の動搖がだんだんひんぱんかつ大規模化するに伴い、金融政策手段を整備することの必要性が痛感されるようになり、1969年、スイス国民銀行と市中銀行との協定に基づき支払準備制度が導入された。

これら多くの国の支払準備制度のなかには現在発動されていないものもあるが、少なくとも主要国では、現在ほとんどなんらかの形で支払準備制度が活用され、あるいは活用しうる態勢にあるといふことができる。もっとも、その方式はまちまちであり、たとえば制度の根拠が法律によるものもあれば、中央銀行と市中金融機関との紳士協定によるものもある。また準備資産の内容についても、中央銀行預け金に限定している場合と、国債などの特定の流動資産を含む場合があるし、さらに英国やイタリアのように、中央銀行預け金に付利している方式もある。つまり、今日、欧州諸国の支払準備制度は、その国の金融環境を背景に、国によってそれぞれかなり独特な方式を採用しているといえる。

このように第2次世界大戦後、欧州諸国で支払準備制度が広範に採用された背景のひとつは、戦争の遺産として残された大量の国債の存在であった。そのため、欧州諸国の多くの中央銀行は、国債の資金化による過剰流動性をいかにしてコントロールするかという問題に直面した。フランスの国債強制保有制度やベルギーの可変流動比率制度は、こうした国債の存在を背景とした過剰流動性に対処しようとした典型的な事例であるといふことができる。しかしこのような方式は反面、国債消化策としての性格を持っていたため、結果的に財政の安易な国債依存を招く傾向があり、同時に金融調節手段としては徹底を欠くうらみがあったことは否定しえない。そうした反省から、戦後多くの国で採用された流動比率制度はしだいに廃止され、可変現金準備制度が支払準備制度の中心的な形態となつた。

さらに1960年代にはいって、国際短資移動がしだいに活発化してきたため、この面から生ずる金融機関の流動性の変動を調整することが、中央銀行にとって新しい課題となってきた。ところが多くの欧州諸国では、公開市場操作を弾力的に実施しうる条件が整わず、また、市中金融機関の中央銀行借入れ依存の低下などから貸出政策も十分な効果を期待しがたいといった事情もあって、いきおい支払準備制度を活用しなければならない中央銀行が多かった。さらに1960年代において、信用抑制の手段としてかなり広範に採用された市中銀行貸出に対する直接規制については、近年、競争制限といった弊害が強く意識されるようになり、このことが支払準備制度に対する傾斜をいっそう強めているように思われる。

以上のように、欧州諸国においては、支払準備制度は公開市場操作と並ぶ流動性コントロールの手段であるという意識が強く、この点、毎日の微調整は公開市場操作で行ない、基調的な変化には支払準備制度で対処しようという、米国流の考え方とは若干異なったニュアンスを持っている。このことは、西ドイツやフランスにおいて支払準備率がかなりひんぱんに変更されるという運用面の特色を作る背景の一つとなっている。

ただ支払準備制度は、公定歩合政策、公開市場操作とともに中央銀行の基本的政策手段であるといっても、金利メカニズムを通ずる後二者とはかなり性格を異にするものであることは事実である。このことは、一面において金融市场の条件にかかわりなく活用しうるという意味で、支払準備制度の大きなメリットであると同時に、反面その強制的性格、市中金融機関の経理面への圧迫といったデメリットも指摘される。そのため、市中金融機関のなかには支払準備制度の比重が高まることに対する警戒がないわけではない。しかし当面、

公定歩合操作や公開市場操作のみでは十分な金融調節がきかれない状況にあるだけに、支払準備制度は今後とも、金融政策の中でかなり重要な地位を占め続けるであろう。

## 2. 独・仏・英3か国における最近の実情

次に欧州諸国の中でも支払準備制度をかなり重視している西ドイツ、フランス、さらには今後支払準備制度に大きな期待を寄せていると思われる英国の3か国について、その実情をやや詳しく検討しよう。

### (1) 西ドイツ

ブンデス銀行の金融政策は、公定歩合操作、公開市場操作、支払準備制度、外国為替政策等を巧みに組み合わせることによって、その効果を確保しているが、なかでも支払準備制度は最も重要な役割を演じている。このことは、たとえば1960年以降今日に至るまで、公定歩合が22回変更されているのに対し、支払準備率の変更はこれを上回る38回（非居住者債務に対する特別高率を含まず）に及んでいることからも十分推察しうるであろう。

このように支払準備制度が重要な地位を占めている基本的背景は、西ドイツにおいては、国際收支の黒字によって、国内に過剰流動性が存在する反面、市場条件の不備から、公開市場操作を十分活用しえない事情にあるためと考えられる。さらに、たとえば景気過熱期に景気抑制策として公定歩合の引上げを行なえば金利の上昇を加速し、それが短資流入を刺激して金融引締め政策の効果を減殺してしまうなど、金利政策にも一定の限界があった。また、多くの国で金利政策を補完する目的で実施された市中貸出に対する直接規制につい

ても、西ドイツでは各方面に強い反対があり、結局実施されなかった。ブンデス銀行は、銀行の信用供与活動を決めるものは銀行流動性<sup>(注1)</sup>であるという立場から、市中銀行に対する再割引枠の増減と支払準備率の変更とによって銀行流動性を量的にコントロールすることを金融政策の戦略的目標と考えている。その意味で、銀行流動性を直接受動かしうる支払準備制度は、ブンデス銀行の金融政策の中で、重要なひとつの柱を形成しているといえる。

西ドイツの支払準備制度については、準備率の変更がひんぱんであることのほかにも、いくつかの特色を指摘することができる。その第1は、支払準備制度の対象金融機関がかなり広範なことである。すなわち、対象金融機関は、商業銀行(Kreditbanken)、貯蓄銀行(Sparkassen)、振替中央機関(Girozentralen)、信用組合(Kreditgenossenschaften)など、ほとんどすべての金融機関であり、建築貯蓄金庫(Bau-sparkassen)、保険会社、投資会社など、ごく一部の特殊金融機関のみが対象から除かれているにすぎない。第2に、その適用対象債務は居住者、非居住者の別、マルク建て、外貨建てのいかんを問わず、すべての預金を含み、さらにこのほか借り入れ債務(ただしいずれも期間4年以上のものを除く)をも含んでいる。第3には、準備率の決め方が非常にきめ細かく行なわれていることである。すなわち、上述のように、支払準備制度の対象金融機関、対象債務がきわめて広範なことに関連して、支払準備率は、債務種類別、金融機関規模別、ブンデス銀行所在地・非所在地別に区分されており、さらに現在のように非居住者債務に対して特別準備率が適用されている場合には、準備率は全体として28

(注1) ここでいう銀行流動性は次のように定義されている。

銀行流動性=金融市場証券保有高+短期対外資産保有高+(ブンデス銀行再割引未使用分ーブンデス銀行からの証券担保借り入れ残)+(ブンデス銀行預け金ー所要準備)

種類を数える。

この非居住者債務に対する特別準備率も、西ドイツの支払準備制度の大きな特徴点のひとつであり、対外短資対策として注目すべき内容を含んでいる。この制度は対外短資の過度な流入がみられる場合、金融機関の非居住者債務に対して一般の準備率とは別に特別高率の準備率を適用することによって、短資流入に伴う国内の過剰流動性をロックするとともに、対外短資の流入を抑制しようというねらいを持っている。この制度が最初に実施されたのはかなり古く、1957年のことである。当時の西ドイツ経済は、貿易収支の好調とホット・マネーの流入によって外貨準備が急速に増加した。このため、国内流動性は高まり景気過熱のおそれがあったので、レンダー・バンクは1957年5月、支払準備率の引上げを実施したが、その際、ホット・マネー対策として、はじめて非居住者債務に対し居住者債務とは別に、特別高率の準備率を適用した(注2)。

この非居住者債務に対する特別高率の準備率は、同年9月以降、法定最高限度の準備率(たとえば要求払債務については30%)が適用されていったが、その後国際収支の基調が変化したのに伴い、1959年4月以降廃止された。しかし、60年1月、再びこの方式が実施され、以後今日に至るまで、短資対策のための重要な手段として、特別高率の準備率の設定・改廃がひんぱんに行われてき

た。とくに、1968年、マルク切上げの思惑から、多額の短期資金が流入した際には、一定時(当初は68年11月15日)以降の非居住者債務の増加額のみに対しては、100%の準備率を課する(居住者債務・非居住者債務合計額に対する準備率としては前記法定最高限度の範囲内)というきびしい措置が採られた。しかし、前述のような法定最高限度の存在が巨額な短資移動に対処するうえで制約になるという反省から、1969年、非居住者債務についての準備率の法定最高限度を100%とすることを内容とするブンデスバンク法の改正が行なわれた。この改正によって、ブンデスバンクは短資対策について一段と強い権限を持つことになったわけである。

以上のように西ドイツの支払準備制度は、ブンデスバンクの景気調整のための中心的手段であり、また重要な対外短資対策のひとつでもある。しかし、このことは西ドイツの支払準備制度にまったく問題がないことを意味するものではない。対外短資対策としての支払準備制度に関する問題点については後述することとするが、西ドイツの支払準備制度は金融調節手段の中に占める比重が大きすぎるという批判がしばしば聞かれる。とくに中小金融機関は、西ドイツの過剰流動性が大銀行の対外短資取入れに起因するにもかかわらず、その結果、中小金融機関に対する支払準備率まで引き上げられてコスト面の圧迫を受けるのは不当

(注2) 1957年5月における支払準備率の引上げは次のとおり(金融機関規模別の準備率の詳細は省略)。

(1) 居住者債務

要求払債務	
ブンデスバンク所在地	10~12%→11~13%
同 非所在地	9~10%→9~11%
定期債務	6~8%→7~9%
貯蓄預金	5%→6%

(2) 非居住者債務

要求払債務	
ブンデスバンク所在地	10~12%→20%
同 非所在地	9~10%→20%
定期債務	6~8%→10%
貯蓄預金	5%→10%

であるという不満をかくさない。このような中小金融機関の不満を別としても、支払準備制度が強力な効果を發揮しうる手段である反面、金利メカニズムによらない強制力の強い手段であることは否定しえないところであり、それだけに支払準備制度にあまりに依存しすぎるというのは、中央銀行の政策運営にとってひとつの問題点であろう。その意味で、今後公開市場操作を積極的に活用し得るような態勢を整備することは、ブンデスバンクにとって、大きな課題であると思われる。

## (2) フランス

前述のようにフランスの支払準備制度は、1967年、可変流動比率制度から、現在の準備預金制度に改められた。すなわち、従来の可変流動比率制度では、準備資産として現金、フランス銀行預け金、郵便為替局預け金、国債、中期信用手形、穀物局保証手形、輸出手形<sup>(注3)</sup>など広範な流動資産を認めていたのに対し、準備預金制度の下では原則として準備資産をフランス銀行預け金のみに限定した<sup>(注4)</sup>というのが、この改正の最も重要な点であるが、そのほかにも、いくつかの改正点がみられた。第1には、支払準備制度の適用金融機関が、可変流動比率制度では銀行法上の銀行に限定されていたが、準備預金制度では銀行法上の銀行のほか組合関係金融機関をも含むように拡大されたことである。第2は、準備不足に対する罰則に関する問題であるが、可変流動比率制度ではこの点に関しなんら規定されていなかったのに対し、準備預金制度では公定歩合+3%の範囲内で、フランス銀行の定める利率で過怠金を徴求することとなった。可変流動比率制度は準備資金として国

債を認めていたことから、この制度は一種の国債消化策であるという批判もみられたが、以上のような諸改正は、フランス銀行が準備預金制度に強力な金融調節能力を期待したことをうかがわせる。

その後、この準備預金制度についても、いくつかの改正が行なわれた。その中でまず指摘しなければならないのは、外貨預金に準備率を適用したことである。準備預金制度発足当初、本制度の対象債務はフラン表示債務のみであったが、1968年7月、新たに居住者の外貨表示債務を準備預金制度の対象とすることとなり、その準備率は最高限度(10%)が適用された。当時フランスは、学生運動に端を発した政治・経済上の混乱(いわゆる5月危機)が続いた結果、同国経済の弱点を露呈したかたちとなり、貿易収支の大幅赤字も加わってフランス・フランに対する不安がにわかに高まり、巨額の資本流出が続いた。このため政策当局は、1968年7月、為替管理を強化するとともに、前述のように外貨表示債務に準備率を適用することによって、居住者の対フラン投機を抑制しようとした。この措置は、西ドイツの支払準備制度が対外短資の流入を抑制しようとするものであるのに対し、反対に短資の流出を抑制しようとしたものとして興味がある。ただし、この措置はフラン投機の終息に伴い、同年9月をもって廃止された。

次に注目すべき点は、1971年2月の改正によって、新たに貸出についても準備率を適用しうることとしたことである。この方式は、従来の支払準備制度の考え方からみればかなり異色のものであ

(注3) 中期信用手形、穀物局保証手形、輸出手形はいずれもフランス銀行の優遇手形であったが、1971年12月、中期輸出手形を除き、優遇措置は事実上廃止された。

(注4) 準備資産に関する政令上の規定では「フランス銀行に対する無利息の預け金または必要ある場合にはその他の形態の流動資産」となっているが、今までフランス銀行に対する当座預金以外の資産が、準備資産として認められたことはない。

るが、1969年6月に発表された「金融市場の改革に関する報告」(いわゆる Wormser 報告)(注5)の中に、すでにこの構想が盛られていた。ただ、フランスにおいてこのような制度が採用された背景には、同国の獨得な金融事情があるように思われる。すなわち、フランスの準備預金制度の対象債務は、それまでは他の諸国と同じく預金債務のみであったが、このことは準備率を引き上げた場合、資金調達面で預金の比重が高い預金銀行に対する影響は大きく、反面、債券発行の比重が高い事業銀行や中長期信用銀行は比較的有利になるとという結果を招いた。さらに、預金によらず、借入れによって資金調達を行なっている割賦金融会社や不動産金融会社は、準備預金制度の対象外となっていた。このような状況に対して預金銀行側はかねてから不満をもらしており、かたがた、当局側においても1970年10月の市中貸出規制撤廃に伴い、準備預金制度の金融調節能力を強化する必要があったため、この改正に踏み切ったように思われる。この貸出準備率は制度発足2か月後の1971年4月にはじめて発動された。この時の準備率は、同年1月5日現在の貸出残高の80%を超過する部分の0.25%という名目的なものであったが、その後は預金準備率の変更とほぼ歩調を合わせて変更されている。さらに本年6月15日、国家信用理事会は、貸出準備率の最高限度を従来の10%から、預金と同様の15%に引き上げた。このことは今後とも貸出準備率を積極的に活用していくという姿勢のあらわれとみることができよう。

フランス銀行は1968年11月の金融引締め政策の実施にあたり、公定歩合の引上げ(5.0→6.0%)と

ともに、市中貸出増加額を直接的に規制する措置を講じた。市中貸出規制は、金融引締めのためには、たしかに速効的な手段であったが、反面、市中銀行の競争制限、含み貸出の発生などこれに伴う弊害も少なくなかった。1969年6月の前記Wormser 報告は金融における市場メカニズムの回復を目指すものであり、市中貸出規制の廃止、貸出準備率の創設はこの報告の基調に沿ったものといいうことができる。ただ、市場メカニズムに沿った金融調節手段としてフランス銀行が重視しているのは、むしろ公開市場操作である。このため、フランス銀行はこの数年、公開市場操作を積極的に活用するとともに、金利体系の正常化、公開市場操作対象証券の拡大に努めており、今後このような努力が実を結べば、金融政策手段の中に占める準備預金制度の比重は相対的に低下することも考えられよう。

### (3) 英 国

英国では、ロンドン手形交換所加盟銀行が長い間慣行として維持してきた8%の現金比率、30%の流動比率(注6)が加盟銀行の健全経営確保に役だったばかりでなく、英蘭銀行の金融政策運営にとっても重要な「てこ」の作用を果たしてきた。したがって、これらの比率はいずれも固定されていたものの、金融政策の運営上大きな意味を持っていたといいうことができる。

英蘭銀行が可変現金準備制度方式の支払準備制度を正式に採用したのは、1958年である。すなわち、英蘭銀行は1957年9月以降、金融引締め政策を実施していたが、1958年春ごろからしだいに緩和に転じ、同年7月には、公定歩合の引下げ(5%→

(注5) Wormser 報告は、元駐ソ大使ウォルムセル(1969年4月、フランス銀行総裁に就任)を中心とする3人委員会が、1968年11月の総理大臣および大蔵大臣の諮詢に基づき、フランスの金融市場改革に関する提言を取りまとめた報告書。その内容については、昭和46年6月号「フランスにおける最近の金融改革の動き」参照。

(注6) 流動比率は英蘭銀行の意向もあって、1957年以降30%の水準が維持されるようになったが、1963年春、企業流動性の低下と地方公共団体の資金需要増大が重なった際、英蘭銀行は流動比率が29%に低下することを認め、統いて9月には28%に引き下げられた。

5%)とともに市中貸出規制をも廢止した。しかし、同時にその際、英蘭銀行は金融政策手段を整備しておくことが必要と考え、特別預金制度(Special Deposits Scheme)を導入した。この制度は、信用膨張を抑制する必要が生じた場合、英蘭銀行がロンドン手形交換所加盟銀行およびスコットランド系銀行(つまり預金銀行)に対し、総預金の一定率を英蘭銀行に特別預金として預入することを要求するものであった。本制度の最初の預入要請は1960年4月に行なわれ、その後金融情勢の変化に応じて準備率はしばしば変更された。

特別預金制度が預金銀行のみを対象としたのは、英蘭銀行の金融政策はロンドン手形交換所加盟銀行とロンドン割引市場を対象として行なわれるという伝統に従ったものと思われる。しかし1960年代を通じて、マーチャント・バンク、海外銀行など、預金銀行以外の銀行部門が急速な成長を遂げた。そのため、英蘭銀行は、1965年以降、これら預金銀行以外の銀行部門に対し、預金銀行に対する同様の市中貸出規制を実施したが、さらに1968年2月には、前述の特別預金制度とほぼ同様な内容の現金預金制度(Cash Deposits Scheme)を創設し、これら預金銀行以外の銀行に適用することとした。もっともこの制度は、制度として設けられたのみで、結局発動されることはなく、後述の新金融調節方式の発足に伴い、特別預金制度の中に包含されることとなった。

このように英蘭銀行の金融政策は、近年における金融構造の変化に即応してだいにその対象範囲を拡大する方向にあったが、こうした方向をいっそう明確に打ち出したのが、1971年5月に英蘭銀行が提案した新金融調節方式であった。この新方式は、各種金融機関を金融政策上、平等に取り扱うことによって、自由な競争を促進するととも

に、金融調節を市場メカニズムに沿って行なうというねらいを持っており、多くの革新的な提案を含んでいた(注7)。特別預金制度は、この新金融調節方式の中でも重要な地位を与えられており、その適用範囲はいっそう拡大されて、従来のロンドン手形交換所加盟銀行、スコットランド系銀行のほか、現金預金制度で対象としたその他銀行部門、さらには割賦販売金融会社(対象債務5百万ポンド以上のもののみ)をも含むこととなり、さらに居住者預金と非居住者預金につき、異なった準備率を適用しうることとするなど、短資流入規制の観点も加味された。

新金融調節方式は各対象金融機関との協議を経て、1971年9月16日から実施されたが、特別預金制度はいまだ発動されていない。英蘭銀行の日常の金融調節が公開市場操作によって行なわれていることは、新金融調節方式のもとでも従来と同様であり、したがって、特別預金制度は本格的な金融引締めを必要とするような場合の政策手段としての役割を持っているものと思われる。その意味で、特別預金制度の性格は、欧州大陸諸国の支払準備制度とはやや異なり、むしろ米国の支払準備制度に近いことができよう。

### 3. 近年における諸改革の動向と問題点

以上、主として第2次世界大戦後における支払準備制度の発展、とくに西ドイツ、フランス、英國の3か国における実情について述べた。これら多くの実例から、近年における支払準備制度の諸改革の動向を項目別に整理するとともに、今後の展望を含めてこうした諸改革に関する若干の問題点を検討することとしよう。

#### (1) 適用範囲の拡大

支払準備制度は、当初、市中銀行の信用調節の

(注7) 新金融調節方式の内容については、昭和46年10月号「英國の新金融調節方式について」参照。

観点から準備率の操作により銀行の信用創造倍率を変えさせることにねらいがあった。このことから、支払準備制度の適用対象が商業銀行の要求預金を中心と考えられたのは当然のことといえる。米国においては、現在でもこのような考え方がかなり有力で、たとえば1961年に発表された「通貨信用委員会報告」(いわゆる CMC 報告)、1962年の「米国銀行制度改革に関する通貨監督官報告」(いわゆる Saxon 報告)、昨年末に発表された「金融制度に関する大統領委員会報告」(いわゆる Hunt 報告)が、いずれも定期性預金に対する支払準備制度の適用廃止を提案しているのは、このような考え方のあらわれといえよう。

欧州大陸諸国においても、支払準備制度導入當時には、支払準備制度を商業銀行ないしは銀行法上の銀行のみに適用するという例が多かったが、その後だいに適用対象金融機関を拡大している。現在商業銀行のみを支払準備制度の対象としている国ないしこれに近い国は、米国、カナダ、英国などであるが、欧州大陸諸国の場合は概して対象金融機関の範囲が広い。また支払準備制度の対象債務についても要求預金、定期性預金はもちろんのこと、預金類似債務(たとえば借入金、金融債など)をも含むのが、最近の一般的傾向である。

欧州大陸諸国における支払準備制度の適用範囲が概して広いのはなにゆえであろうか。おそらくそれは、それぞれの国における金融構造ないし金融の実態——たとえば商業銀行業務と貯蓄銀行業務が完全には分離されていないとか、借入金の大部分が実質的には大口預金であるとか——を反映したものであろう。とくに欧州大陸諸国では、前述のように公開市場操作の弾力的運営ができないだけに、支払準備制度を金融機関の流動性を調節する手段とみる傾向が強いが、このような見方からすれば、支払準備制度の適用範囲をどこまで広

げるかは、結局、各金融機関や勘定が、それぞれの国の金融市场でどの程度の比重を持っているかによって判断されることになるといえる。

## (2) 準備資産の内容

前述のように米国の支払準備制度は、加盟銀行に対し、預金の一定率を連邦準備銀行預け金として保有することを義務づけたものであったが、第2次世界大戦後、欧州諸国で採用された支払準備制度では、準備資産として、中央銀行預け金のほか、国債や中央銀行優遇手形などの流動資産を認めたもののが多かった。すなわち、当時、市中には大量の戦時国債が存在し、程度の差はある、国債の価格支持が行なわれていたが、そうした状況のもとで流動性をコントロールするためには、市中の国債を凍結することが必要と考えられたのである。しかしこうした制度は金融調節の観点からは欠点が多く、そのため、フランスやベルギーではその後、流動比率制度が廃止され、可変現金準備制度が採用されたことは前述したとおりである。このような変化については、戦後における時の経過とともに、いずれの国においても国債残高の比重が相対的に小さくなってきたという背景があることも見のがせないが、同時に支払準備制度が金融政策手段として効果的にワークするためには、可変現金準備制度の方式をとるべきであるというものが最近のほぼ定着した考え方である。比較的新しい制度である英國やスイスの支払準備制度においても、準備資産は中央銀行預け金に限られているのも、このことを示唆している。

このような一般的傾向の中で、やや特異な方式を採用しているのはイタリアの支払準備制度である。1947年、この制度が採用された際、準備資産として認められたのはイタリア銀行預け金と大蔵省証券であったが、1965年以降、イタリア銀行が指定した一部の長期債を準備資産として認めることになった。イタリア銀行は準備率の変更をほと

んど行なわないが、準備資産として認める長期債をどの程度指定するかによって事実上準備率を変更したのと同じ効果をあげており、同時にこの制度は資本市場を支援するための手段ともなっている。

### (3) 貸出準備率

支払準備制度の対象債務については、前述のようにこの制度が沿革的に預金者保護という目的から発足した関係上、預金残高をとることが、一般に当然視されている。しかし、支払準備制度を、金融機関の信用供与を調節するための手段と考えるならば、準備率を適用する基礎を預金残高、つまり受信サイドのみならず、貸出残高ないしその増加額、つまり与信サイドに求めることも考えられる。

ところで、所要準備の算出にあたって、準備率を適用する基礎に預金残高以外のものを求めようという考え方方は、かなり以前からみられた。たとえば、米国連邦準備当局は、1930年代にすでに、現在のような預金残高を基礎とする方式に代えて、預金の流通速度を基礎として所要準備を算出する、いわゆる流通速度準備案(velocity reserve plan)の構想を練っていたといわれている<sup>(注8)</sup>。また同じ米国の Patman 委員会報告(1952年)によれば、当時、大統領経済諮問委員会は支払準備制度に関する連邦準備当局の権限を拡張することに好意的で、「支払準備の一定割合を理事会の指定する資産の各種目金額の変化と関係づけるよう要求する権限を、理事会に与えるべき」だとした<sup>(注9)</sup>。この提案は、資産準備案(asset reserve plan)と呼ばれるが、それまで準備率の適用対象はあくまで金融機関の負債面で考えられていたのに対し、この考え方方は準備率を金融機関の資産面に適用しよう

としたもので、支払準備制度の伝統的な方式とはかなり異なる。

このような提案は、結局金融当局、金融界において受け入れられなかった。しかし、米国では1969年10月以降、ユーロ・ダラー取入れ規制の一環として、加盟銀行海外支店の米国居住者に対する貸付に支払準備率を適用することとした。これは前記資産準備案の部分的採用とみることもできる。さらに1970年2月、連邦準備制度理事会のプリンマー理事は、米国銀行の対外貸出に準備率を適用することを提案したのに続き、同年4月には国内貸出にも同様な措置を採用するよう提案した。しかし、この提案は市中貸出の質的規制をねらいとしていたこともあって反対が多く、結局実現をみるにいたらなかったが、前述のように1971年2月に、フランスにおいて貸出準備制度が採用されることになった。もっとも、これより先、オランダ(1960年—特別預金制度)、ノルウェー(1966年—補完準備制度)において、市中貸出規制が遵守されなかった場合、その規制超過額なし貸出増加額の一定率を中央銀行特別預金として預入させるという方式を採用した例はある。しかし、これらは支払準備制度というよりも市中貸出規制の罰則的性格を持つものであり、ごく一般的な形で支払準備制度の対象に貸出を採用したのは、フランスの例がはじめてである。ただフランスの場合には、前述のように資金調達面において預金に依存しない、あるいは預金に対する依存度の低い金融機関の比重が比較的高いので、金融機関相互間の公平を維持するうえからも、貸出準備制度を必要とする背景があったといえよう。

### (4) 短資対策としての運用

近年における支払準備制度の大きな特色は、そ

(注8) The New York Clearing House Association; The Federal Reserve Re-examined, 1953.

(注9) U.S. Congress, Joint Committee on the Economic Report; Monetary Policy and the Management of the Public Debt, 1952.

これが対外短資対策として活用されていることである。支払準備制度を短資対策として最もひんぱんに利用しているのは西ドイツで、この点についてはすでに述べたとおりであるが、西ドイツ以外でも支払準備制度を短資対策として利用し、あるいは過去に利用した経験を持つ国はかなり多い。

たとえば、イタリアでは1958年12月のリラの交換性回復時以降、外資流入の抑制を図るため、非居住者リラ建て預金については一般の支払準備制度の対象からはずして、当該預金総額の50%を別途イタリア銀行の特別勘定に預入させることとした。もっとも、この措置は、外資流入が鈍化し、国内金融もひっ迫するようになった1963年1月以降停止されている。またスイスは、1955年以来、数次にわたり流入短資の一定率をスイス国民銀行預金として凍結してきたし、最近でも非居住者債務に対しては特別高率の準備率を適用している。さらに、米国が1969年10月以降支払準備制度にユーロ・ドラー取入れ抑制措置を盛り込んだほか、英国、オーストリアの支払準備制度においても流入短資対策のための規定を含んでいる<sup>(注10)</sup>。

他方、短資流出対策のための支払準備制度運用の例としては、1968年、フランスにおいて居住者の対フラン投機を抑制する目的で、居住者の外貨預金に準備率を適用したことはすでに述べたが、スウェーデンの最低流動比率規制においても、資本流出抑制措置が盛り込まれている。すなわち、

同規制において準備資産として認められる対外短期資産は、流動比率算定対象債務(保証債務等特殊なものを除く総債務)の1.5%以下と定められているが、これは市中銀行が取得した外貨を、海外で運用することなく、できるだけリクスバンクに集中することをねらったものである。

このように最近では、多くの国で、短資対策のための手段として支払準備制度が活用されている。しかし、このような措置も短資対策としてはかなりの限界を持っている場合が多い。短資対策として最も積極的に運用している西ドイツの場合をとってみても、非居住者預金に対する特別高率の適用は、直接的には短資流入によって生じた過剰流動性を凍結する、いわば事後の措置である。もちろん、この措置がまったく事前の効果を持たないとはいえないが、その効果は限られており、むしろ非居住者預金に対する付利禁止措置のほうが事前の措置としての性格が強いといえよう。また、支払準備制度による短資対策は、当然のことながら金融機関を通ずる短資移動を対象とするもので、企業の直接的な外資取入れをコントロールすることはできない。本年3月、西ドイツにおいて新たに現金預託(Bar-depot)制度が実施され、一般企業の対外直接借入れの一定率(現在50%)をブンデスバンクの特別勘定に預託させることとなったのは、上述のような支払準備制度による短資対策の不備を補おうとしたものにほかならない。

(注10) 米国、英国、オーストリアの支払準備制度における対外短資対策のための規定は次のとおり。

(1) 米 国

連邦準備制度加盟銀行の海外支店からの借入れおよび海外支店に対する資産売却、加盟銀行海外支店の米国居住者に対する貸付および加盟銀行の外国銀行からの直接借入れに対しては、一般の預金債務に対する準備率とは別の準備率が適用される。

(2) 英 国

新金融調節方式について英蘭銀行が発表した「競争と信用調節(Competition and credit control)」によれば、現行特別預金制度においては、居住者預金、非居住者預金の別に異なった準備率を適用しうることが明記されている。

(3) オーストリア

準備率の法定最高限度は、当座預金について25%、定期・貯蓄預金については15%と定められているが、非居住者預金については、一定時点からの増加額に対し50%までの準備率を適用しうる。

## (5) 季節的調整手段としての運用

支払準備制度は、本来、景気調整のための手段として発展してきたものであり、したがって準備率の引上げは金融政策が引締めに転ずることを意味することが多かった。しかし、近年、支払準備率操作を弾力的に行なうようになり、なかには景気調整の観点からいえば中立的な季節的金融調節のための準備率の変更もみられるようになった。

季節的な金融調節手段として支払準備制度を運用している典型的な例はニュージーランドの場合である。ニュージーランドでは、商業銀行が中央銀行借入れに依存していないこと、公開市場操作を活用する条件が整備されていないことなどの事情から、支払準備制度は景気調整のためのみならず、金融の季節的繁閑を調整するための重要な手段となっており、そのため支払準備率は1か月に数回変更されることも珍しくない。

さすがに欧米諸国では、このような例を見いだすことは困難であるが、しかし数多くの支払準備率の変更の中には、こうした運用がまったくないわけではない。たとえば、西ドイツのブンデス銀行では、1965年および1969年に年末対策として12月の1か月のみ準備率の引下げを行なったし、オーストリア国民銀行でも1966年に同様な措置を実施した。しかし、このような景気調整と無関係な準備率の変更は、欧米諸国ではむしろ例外に属し、当面、こうした運用を積極的に進めようという態度は見受けられない。

このことは、欧米諸国の中央銀行が、今後とも支払準備制度ができるだけ景気調整のための金融政策手段として重視していくという姿勢のあらわれである。もし、支払準備制度を季節調整の手段として積極的に活用すれば、当然引締め期間中に準備率の引下げを行ない、あるいは金融緩和政

策を進めながら準備率を引き上げるといった操作が起こりうる。しかし、こうした操作を繰り返せば、準備率の引上げが金融引締めを意味するという当局の姿勢を示す効果は減殺され、支払準備制度の景気調整能力はそれだけ低下することになる。また、まったく季節調整のために準備率の引上げを行なうならば、準備預金に付利するべしという要望が高まるであろう。しかし、次に述べるように、多くの中央銀行は支払準備制度のコスト面を通じて引締め効果を重視しており、したがって、付利制度の採用には一般に消極的である。いずれにせよ、欧米諸国の中央銀行は、支払準備制度を景気調整手段として重視しているだけに、その季節調整的運営には消極的であるように思われる。

## (6) 準備預金に対する付利問題

所要準備に付利する制度を探っている例としては、英国、イタリア(いずれも大蔵省証券レート並み)などをあげることができるが、米国、西ドイツ、フランスなど、一般的傾向はむしろ無利息制度であるといえる。しかし、西ドイツやフランスなどでも、市中金融機関はつとに付利制度の実施を要望していた。とくに、西ドイツの場合は準備率が高いだけに、支払準備制度の対象金融機関の経理面への影響が大きく、それだけ市中金融機関側の現行無利息制度に対する不満は強いといわれている<sup>(注11)</sup>。

これに対しブンデス銀行は、準備率を引き上げるような状況の下では、通常、市中金融機関の収益がよい場合が多いから、採算面から準備預金に付利しなければならない理由は乏しいと反論している。しかし、これら中央銀行が付利制度に反対している最大の理由は、それが支払準備制度の金融引締め効果を弱める結果にな

(注11) R. S. Sayers; Banking in Western Europe, 1962.

ることをおそれているからである。つまり、準備率の引上げは単に市中金融機関の流動性を中央銀行に凍結するだけでなく、コスト面からの圧迫を通じて市中貸出金利の上昇を促すことによって、金融引締め効果をいっそう確実なものにすると考えられている。したがって、これらの中央銀行は、付利制度の採用にはあくまで反対であり、採算面への圧迫を避けながら、しかも流動性を吸収することが必要な場合には、極力、公開市場操作の活用を考えるべきだというのが、基本的な態度のようにうかがわれる。

#### 4. むすびにかえて

以上、欧米諸国の支払準備制度を中心に、近年におけるその動向をながめてきた。まず、米国において金融調節手段として脚光を浴びるようになった支払準備制度は、その後、しだいに多くの国で採用されるようになり、今日では中央銀行の主要な金融政策手段のひとつとして、完全に定着した觀がある。しかも、近年における金融環境の激しい変化や、国際資本移動の活発化を背景に、いまなお各国で支払準備制度の効果を確保するために多くのくふうが加えられていることは注目すべきことである。

ひるがえって、わが国の準備預金制度についてみると、昭和34年9月、全国銀行を対象にはじめて準備率を設定して以来、今日まで金融調節のための手段として、景気情勢の推移に応じて準備率が変更されてきた。しかし、わが国の金融市場は昨年秋までオーバー・ローンの状態が続いていたため、準備率は概して低率で、準備預金制度が金融政策の中で重要な地位を占めているとは必ずしもいいがたい状況であった。

ところが、昨年の国際収支の大幅黒字、景気停滞によってわが国の金融構造は大きく変ぼうし、昨年秋には実質的にオーバー・ローンが解消され、

た。しかも、近年におけるわが国経済の国際化の進展を映して、対外資本移動が国内金融にかく乱的影響を及ぼすおそれも出てきた。このような事情は、今後わが国の金融政策が金融機関の流動性を適切にコントロールすることの必要性をますます高めるものである。かかる観点から、金融制度調査会は準備預金制度を検討テーマとして取り上げ、昨年12月、大幅な改正案を大蔵大臣に答申した。

この答申をもとに本年5月、「準備預金制度に関する法律」が改正されたが、その主要点は次のとおりである。

- (1) 対象金融機関は、従来、全国銀行(在日外国銀行を含む)、相互銀行、信用金庫、信用金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫(このうち信用金庫連合会、商工組合中央金庫、預金残高200億円以下の相互銀行・信用金庫に対しては実際には準備率を適用していない)であったが、新たに生命保険会社をも対象に加えうこととした。
- (2) 対象勘定は、従来円預金のみであったが、金融債、信託元本、居住者外貨預金、非居住者関係債務、その他これらに準ずる債務をも含みうこととなった。
- (3) 準備率の最高限度を従来の10%から20%に引き上げるとともに、居住者外貨預金、非居住者関係債務については100%とすることができるようになった。
- (4) 準備預金の計算方法についても、従来の残高方式に加え、新しく増加額方式(基準日残高ないし基準期間平残に対する増加額に準備率を適用する方式)を採用し、あるいは両者を併用することとした。

以上の諸点から明らかのように、今回の準備預金制度の改正は、最近における金融情勢の変化にかんがみ、準備預金制度の対象範囲を拡大すると

とともに、運用面での弾力性を高めようとしたものであった。そしてその内容は、本稿で述べた欧州諸国の近年における支払準備制度の動向と多くの共通点を持っていることを指摘しうるであろう。

この改正は、わが国の金融環境が大きく変ぼうし

つつある今日、まさに時宜にかなったものといえる。新しい準備預金制度が今後、公定歩合操作、公開市場操作とともに金融調節において大きな効果を発揮することが期待される。

(付表)

## 欧米主要国の支

国名	根拠	名称	適用金融機関	準備の対象
米国	連邦準備法	支払準備制度 Reserve Requirements	連邦準備制度加盟銀行	1. 預金 2. 預金に準ずる債務 3. ユーロ・ドラー関係債務等
英國	英蘭銀行と各金融機関との紳士協定	特別預金制度 Special Deposits Scheme	1. 全銀行 (1) 預金銀行 (2) 引受商社 (3) 海外銀行 (4) 他の銀行 2. 割賦販売金融会社	1. ポンド建て預金(CDを含む) 2. 非ポンド建て純債務 3. その他
フランス	政令 国家信用理事会決定 フランス銀行通じよう	準備預金制度 Système de Réserves Obligatoires des Banques	1. 銀行的性格(預金を受け入れ、貸付を行なう)を有するすべての金融機関。 (1) 国家信用理事会の銀行名簿に登録された銀行 (2) 庶民銀行 (3) 農業信用金庫 (4) 相互信用金庫 (5) 信用協同組合 (6) 海員相互信用金庫 (7) フランス貿易銀行 (8) 社会信用会社 2. 金融業者(預金受け入れを行なわない)。 (1) 不動産金融会社 (2) 割賦販売金融会社	1. 短期債務残高 (1) 要求払債務 イ. 当座勘定 ロ. 預り金勘定 (2) 定期性預金 貯蓄預金、定期預金 (3) 金融債 2. 貸出
西ドイツ	西ドイツ・ブンデスバンク法	最低準備制度 Mindestreserve-Politik	すべての金融機関(ただし、保険会社、建築貯蓄金庫、投資会社、証券取引清算金庫、清算中の金融機関など特殊なものを除く)。	1. 要求払預金 2. 定期性預金 3. 貯蓄預金 4. 短中期借り入れ債務

## 払 準 備 制 度 一 覧

準 備 の 内 容	準 備 率 の 限 度	現 行 準 備 率
連邦準備銀行に対する預け金(無利子)、手元現金	(要求払) (預 金) (定期性) 準備市銀行 10~22% 3~10% 地方銀行 7~14% 3~10%	<p>1. 要求払預金 準備市銀行 17.0~17.5% 地方銀行 12.5~13.0%</p> <p>2. 定期性預金(準備市銀行、地方銀行一律) 3~5%</p> <p>3. ただし、要求払預金についても 1972年9月21日以降、準備市銀行、地方銀行による区分を廃止し、預金残高により次の準備率を適用する。 要求払預金 8~17.5%</p> <p>4. このほか、ユーロ・ドラー関係債務については別の準備率が適用される。</p>
英蘭銀行に対する特別預金 (大蔵省証券の利回りを基準とした) (金利が付される)	限度なし	未発動
フランス銀行に対する当座預金 (無利息)	15%	<p>1. 預金準備率 (1) 要求払債務 居住者債務……… 10.0% 非居住者債務……… 12.0% (2) 定期性預金 居住者債務……… 5.0% 非居住者債務……… 6.0%</p> <p>2. 貸出準備率 1971年3月31日現在の貸出残高の90%を超過する部分につき…… 4.0%</p>
ブンデス銀行に対する預け金 (無利子)	<p>1. 当座性債務 30%</p> <p>2. 定期性債務 20%</p> <p>3. 賽蓄預金 10%</p> <p>ただし、非居住者債務については 100%</p>	<p>金融機関の規模および所在地別に次のとおり。</p> <p>1. 居住者債務 当座性債務 9.10~17.00% 定期性 ク 7.80~11.75% 貯蓄預金 7.20~ 8.65%</p> <p>2. 非居住者債務(注) 当座性債務 40.0% 定期性 ク 35.0% 貯蓄預金 30.0%</p> <p>(注) 非居住者債務に対しては、71年10月23日、31日、11月7日、15日の平残をこえる部分に対し、72年7月1日以降60%の追加準備が課される。</p>

国名	根拠	名称	適用金融機関	準備の対象
イタリア	信用貯蓄閣僚審議会の決定に基づく、イタリア銀行の書簡	強制準備制度 Compulsory Reserve Requirements	商業銀行 貯蓄銀行 第1種動産抵当銀行	1. 要求預金 2. 定期預金 3. 貯蓄預金
オーストリア	オーストリア国民銀行法	最低準備制度 Mindestreserven	建築組合および賦払信用会社を除く全金融機関	預金 ただし、運用先の指定された預金は控除
スイス	スイス国民銀行と市中銀行との協定	最低預金制度 Mindestguthaben	1. 居住者債務 銀行 貯蓄銀行 2. 非居住者債務 全金融機関	1. 預金 2. 金融債(5年以下)
ベルギー	銀行監督および有価証券発行に関する勅令	現金準備制度 Coefficient de Réserve Monétaire	銀行 (ただし、対象債務が2千万ベルギー・フランに達しない銀行は適用免除)	ベルギー・フランで表示された期間2年以内のすべての債務
オランダ	オランダ銀行と商業銀行・農業信用銀行中央機関との紳士協定	現金準備制度 Cash-Reserve Ratio System	商業銀行 農業信用銀行中央機関 郵便貯金振替制度	1. 預金 2. 預金に準ずる債務
スウェーデン	金融機関の流動比率・現金比率に関する法律	流動比率・現金比率制度 Liquidity Quotas and Cash Reserves	1. 流動比率 商業銀行、貯蓄銀行、農業信用金庫、郵便貯蓄銀行、郵便振替制度 2. 現金比率 商業銀行、郵便貯蓄銀行、郵便振替制度	総債務 ただし、保証債務等特殊なものを除く

準備の内容	準備率の限度	現行準備率
イタリア銀行に対する利付預け金(注1)または大蔵省証券および長期債(注2)。 (注1) 利付預け金の利子率は、大蔵省証券利回りと一致する。 (注2) 長期債の範囲は、抵当債券、長期国債および中長期金融機関債等でイタリア銀行が認めるもの。	22.5%	事実上 22.5% ただし、総預金から自己資本を差し引いた残りの10%はイタリア銀行預け金としなければならない。
1. オーストリア国民銀行に対する預け金(無利子) 2. 中央機関に加入している金融機関(貯蓄銀行・農業信用組合・産業信用組合)は中央機関に対する預け金 3. オーストリア郵便貯金局に対する預け金	当座預金……………25% 定期・貯蓄預金……………15% ただし、非居住者預金については一定時点からの増加額に対して50%まで	(当座)(短期定期)(長期定期) 〔預金〕(貯蓄預金)(貯蓄預金) 〔I〕 10.5% 8.5% 7.5% 〔II〕 6.5% 6.0% 6.0% (注) 〔I〕…準備対象債務が40百万シリング以上 〔II〕…同40百万シリング未満
スイス国民銀行に対する預け金(無利息)	1. 居住者債務 (1) 要求払預金……………40% (2) 定期預金 1～3か月……………30% 3～12か月……………20% 1～5年……………10% (3) 貯蓄預金……………5% (4) 金融債……………5% 2. 非居住者債務 90%	1. 居住者債務 1971年7月31日以降の増加額に対し 要求払預金……………28% 定期預金……………0% 貯蓄預金……………3.5% 金融債……………3.5% 2. 非居住者債務 1971年7月31日以降の増加額に対し 50%
ベルギー国民銀行に対する特別預金(無利息)	要求払預金および1か月以内の預金……………20% 1か月以上2年以内の預金および貯蓄預金……………7%	停止中
オランダ銀行に対する預け金(無利息)	1. 債務額中 (1) 65百万ギルダーをこえる部分 基準率 (2) 15百万ギルダー超、65百万ギルダーまでの部分 基準率の $\frac{1}{2}$ (3) 15百万ギルダー以下の部分 適用除外 2. 基準時の最高限度は15%	停止中
1. 流動比率 手元現金、リクスバンクその他金融機関に対する預け金、政府短期証券、国債、特定の金融債、短期対外債権等 2. 現金比率 リクスバンクに対する預け金(無利息)	1. 流動比率 商業銀行、郵便貯蓄銀行……50% 貯蓄銀行 } ……25% 農業信用金庫 } ……15% 2. 現金比率……15%	1. 流動比率 5大商業銀行……………30% その他の商業銀行……………24% 貯蓄銀行 } ……20% 農業信用金庫 } ……27% 2. 現金比率……………0%

国名	根拠	名称	適用金融機関	準備の対象
ノルウェー	通貨信用規制法	流動比率制度 Liquidity Reserve Requirements	商業銀行 貯蓄銀行	総債務 なお、このほか海外債務増加額、貸出増加額について、その一定率をノルウェー銀行の特別当座勘定に預入するよう指示することがある(補完準備制度)。
デンマーク	商業銀行の貸出増加に関する協定 貯蓄銀行の貸出増加に関する協定	特別預金制度 Special Deposits Scheme	商業銀行 貯蓄銀行	特定時以降の総預金増加額
フィンランド	特別預金法	特別預金制度 Special Deposits Requirements	商業銀行 貯蓄銀行 信用協同組合 信用協同組合中央機関 郵便貯蓄銀行	1. 要求払預金 2. 定期預金 3. 貯蓄預金 4. 外貨預金 5. 預金証書
カナダ	銀行法およびカナダ銀行法	第2線準備制度 Secondary Reserve Requirements	商業銀行	カナダ通貨で支払われる預金債務
(参考) 日本	準備預金制度に関する法律	準備預金制度	普通銀行 信託銀行 在日外国銀行 長期信用銀行 外国為替専門銀行 相互銀行 信用金庫 農林中央金庫 信用金庫連合会(現在は適用されていない) 商工組合中央金庫(同上) 生命保険会社(同上)	(1) 預金(居住者外貨預金を含む) (2) 金融債 (3) 信託元本 (4) 非居住者債務 (5) その他、以上に準ずる債務

準備の内容	準備率の限度	現行準備率
<p>1. 第1線準備</p> <p>(1) 手元現金</p> <p>(2) 中央銀行預け金</p> <p>(3) 郵便振替貯金</p> <p>(4) 大蔵省証券</p> <p>2. 第2線準備</p> <p>(1) 国債</p> <p>(2) 政保債</p>	<p>1. 第1線準備</p> <p>商業銀行……………15%</p> <p>貯蓄銀行……………10%</p> <p>2. 第1線・第2線準備の合計</p> <p>商業銀行……………25%</p> <p>貯蓄銀行……………40%</p> <p>3. このほか海外債務の増加額および貸出増加額に対して、100%まで。</p>	<p>1. 第1線・第2線準備の合計</p> <p>(1) 商業銀行</p> <p>資金量10億クローネ超 13%</p> <p>〃 以下 12%</p> <p>(2) 貯蓄銀行</p> <p>資金量50百万クローネ超 18%</p> <p>資金量50百万クローネ以下 下10百万クローネ超 } 16%</p> <p>資金量10百万クローネ以下 0%</p> <p>2. うち第1線準備</p> <p>(1) 商業銀行 6%</p> <p>(2) 貯蓄銀行</p> <p>南部ノルウェー所在 3%</p> <p>北部 〃 2%</p> <p>3. 補完準備率 停止中</p>
<p>(1) デンマーク国民銀行に対する預け金(公定歩合を1.5%下回る金利が付される)</p> <p>(2) 協定に参加している他銀行に対する預け金(ただし、受取り銀行は当該金額をデンマーク国民銀行へ預入しなければならない)</p> <p>(3) 外資法規定による海外コルレス先への預金</p> <p>(4) 期間30年までの債券</p>	限度なし	停止中
フィンランド銀行に対する預け金 (関係金融機関の預資金利平均の最低年率1%高の金利が付される)	<p>1. 特定日における総預金の6%</p> <p>2. 特定日以降、毎月の預金増加につき預入率を適用する場合、特定日における総預金の0.5%。ただし、上記預入額の合計の最高は、特定日以降の総預金増加額の70%。</p>	未発動
カナダ銀行に対する預け金および手元銀行券(固定現金準備制度による所要準備額を除く)、TB、対証券業者翌日物コール・ローン	12%	8.0%
日本銀行に対する預け金(無利息)	<p>20%</p> <p>ただし非居住者債務、居住者外貨預金については100%</p>	<p>適用先および規模別に次のとおり。</p> <p>1. 預金(残高) 定期性預金 0.25～0.5% その他の預金 0.75～1.5%</p> <p>2. 非居住者自由円勘定(増加額)50%</p> <p>3. その他の債務については準備率を適用していない。</p>